

## 新型コロナウイルス感染症再拡大に伴う酒田市の対応基準

### 1 全般

- (1) 県の示すガイドラインを基準として、市としての独自に対応すべき事項を反映して作成する。
- (2) 細部事項は再度流行しつつある新型コロナウイルスの性質とそれに伴う国及び県等の施策を基に対策本部で決定する。

### 2 対応行動基準

	状 況	市（県）の対応	備 考
レベル1 【注意】	国内で感染者が確認 県内には発生者なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新しい生活様式」の実践</li> <li>・業種別の感染拡大予防ガイドラインの徹底</li> <li>・感染が確認されている地域への移動は慎重に</li> </ul>	
レベル2 【警戒】	県内で感染者が初確認 【新規感染者数：1名】 (直近7日間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染者発生が市外の場合</li> <li>・レベル1対応策に加えて、市民の慎重な行動を依頼</li> <li>○感染者発生が酒田市の場合</li> <li>・レベル1対応策に加えて</li> <li>・市民の慎重な行動を依頼</li> <li>・特に飲食業者に対し感染拡大予防ガイドラインを再徹底</li> <li>・一部公共施設等の閉鎖を検討</li> </ul>	閉鎖を検討する施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市外利用の多い誘客施設</li> <li>・高齢者の利用の多い施設</li> </ul>
レベル3 【特別警戒】	感染リスクの高まり 【新規感染者数：市内2名以上又は県内（当市含む）5名以上】 【感染経路不明者数：県で1名】 (直近7日間)	レベル2対応策に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要不急の外出自粛、イベント開催の自粛要請</li> <li>・市主催イベントの原則中止</li> <li>・県外利用の多い誘客施設、高齢者の利用の多い施設の閉鎖</li> <li>・その他公共施設の閉鎖を検討</li> </ul>	不要不急の外出自粛、イベント開催の自粛要請 →県の処置
レベル4 【非常事態】	感染拡大 【新規感染者数：県内10名以上】 【感染経路不明者数：県で2名】 (直近7日間) ・県非常事態宣言発出	レベル3対応策に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>・県による営業自粛（休業）の協力依頼</li> <li>・公共施設の閉鎖</li> </ul>	

※小・中学校、保育所、学童保育所等の対応については別に定めるものとする。

## 保育所、学童保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針

令和2年3月6日

酒田市健康福祉部子育て支援課

### 1 趣旨

酒田市内における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育所、学童保育所等（以下、「保育所等」という。）に関する対応方針を定める。

### 2 対象事業所

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、学童保育所（市指定管理及び委託事業）

### 3 対応方針

#### (1) 感染拡大防止のための対応

以下について、酒田市が山形県と十分相談のうえ判断するものとする。

	区 分	対応方針
①	新型コロナウイルス感染症に感染した子どもが利用していた場合	・ 臨時休園（所）する。休園（所）する期間については、山形県と相談のうえ、決定する。 ・ 臨時休園（所）中、保育所等は消毒などの必要な措置を行う。
②	新型コロナウイルス感染症に感染した職員が勤務していた場合	・ 臨時休園（所）する。休園（所）する期間については、山形県と相談のうえ、決定する。 ・ 臨時休園（所）中、保育所等は消毒などの必要な措置を行う。
③	保育所等の子どもが新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者に特定された場合	・ 感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間について、当該子どもの保護者に対して登園（所）を避けるよう要請する。

※令和2年2月25日事務連絡 厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」を参考。

#### (2) 関係者等への連絡

- ① (1)以外で保育所等の判断により、臨時休園（所）の決定及び子どもの保育所等の登園（所）を避けるよう要請した場合は、速やかに子育て支援課に報告する。
- ② 酒田市立小学校の児童が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合は、子育て支援課は速やかに市内の学童保育所に連絡する。

#### (3) その他

- ① 地域全体の感染拡大を抑えることを目的に、感染者がいない保育所等も含む臨時休園（所）を行う場合がある。
- ② この対応方針は、今後の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に応じて、変更する場合がある。

令和2年5月29日

酒田市教育委員会

## 学校再開後の新型コロナウイルス感染症に係る対応について

- ◆学校関係者に感染者が確認された場合は、下記のように対応する。  
「学校関係者」とは、児童生徒及び学校職員を指します。

### ①学校関係者の感染が確認された場合

- ・児童生徒は直ちに下校し、当分の間臨時休業の措置を取ります。
- ・保護者の皆様には、学校からのお便りや安全安心メール等を通じてお知らせします。
- ・保健所の指導のもと、調査や校内の消毒等、必要な対応を取ります。
- ・学校の再開時期については、学校から安全安心メール等を通じてお知らせします。

### ②学校関係者が濃厚接触者（本人は未感染）と特定された場合

- ・濃厚接触者本人は、2週間の自宅待機となります。
- ・児童生徒は直ちに下校し、一時的に学校を閉鎖します。
- ・保護者の皆様には、学校からのお便りや安全安心メール等を通じてお知らせします。
- ・保健所の指導のもと、調査や校内の消毒等、必要な対応を取ります。
- ・登校再開については、学校から安全安心メール等を通じてお知らせします。

### ③学校関係者がPCR検査の対象者とされた場合

※濃厚接触の可能性がなく、発熱等体調不良によりPCR検査対象となる場合

- ・検査対象者は、少なくとも検査結果が出るまで自宅待機となります。
- ・感染防止策を講じたうえで、学校教育活動を継続します。

※状況に応じて、学校、市教育委員会、専門家会議、対策本部会議と協議し対応します。

※いずれの場合も、感染が拡大しないように努めます。

※感染者を特定しようとしたり、根拠のないうわさ話を広めたりや嫌がらせをしたりしないように指導の徹底をしておりますので、ご家庭でもご指導をお願いします。